

全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議
(平成27年12月22日開催) 資料についてのQ & A
【vol.1】

厚生労働省老健局

**全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議
(平成 27 年 12 月 22 日開催) 資料についてのQ & A 【vol.1】**

目 次

- ※ 会議資料の該当ページを各Q & Aの右上に記載しています。
- ※ 掲載している質問以外の質問については、各担当課室より個別にご回答しております
(又は今後ご回答いたします) ので、念のため申し添えます。

○一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策（介護離職ゼロ）について……………	1
○介護離職ゼロと介護保険事業計画の関係等について……………	2
○介護事業の生産性向上について……………	7
○介護サービス情報公表制度の活用等について……………	8
○地域密着型サービスについて……………	9
○介護人材確保について……………	13

※「在宅・施設サービスの整備の加速化について」「介護予防・生活支援拠点の整備等」「介護ロボットの活用について」「特養の建物所有要件に係る規制緩和」に係る質問については、別途回答する予定です。

問1 2020年代初頭とは、具体的に何年を指しているのか。

(答) 2020年代のできる限り早い時期を目指しているところです。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

問2 計画に基づく従来分約38万人の整備数について、サービス種類別の整備数を伺いたい。

(答)

従来分の約38万人のサービスの種類は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設（ケアハウス）、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の合計です。人数は別紙1をご覧ください。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

問3 提示された約10万人と示された、積算の考え方や基礎となるデータ、7種類のサービスの種類の金額内訳があればご教示ください。また、既存の38万人分についても同様に積算の考え方や基礎となるデータがあれば教示ください。

(答)

38万人という数字は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設（ケアハウス）、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る、平成27年3月の全国計の実績（介護保険事業状況報告）と、各自治体が策定した第6期介護保険事業計画において推計された平成32年度のサービスの見込み量の全国集計の差です。詳細は別紙1をご覧ください。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

問4 これまでも自治体は施設整備に対して慎重に検討を進めてきているが、整備に踏み切れない理由は保険料への影響である。政府の目標として12万人分の整備を行うということは、従事者にとってはありがたい話だが、高齢者にとっては保険料負担が増すリスクの方が大きい。特に小規模自治体では30人分の特養整備であっても月額1000円弱の保険料増となるケースもある。

資料では、財政安定化基金借入にも触れられているが、これを行った場合、施設整備による給付費増に加え、借入金返済分も第7期保険料では見込まなければならない。

「保険料が高いから」と色々なものを我慢しなければならない状況を生み出すことは、高齢者の外出意欲や健康への投資を抑制し、介護保険が目指す生き生きとした高齢者に逆行するものと考えられる。自治体にとって、整備そのものは大して問題ではなく、整備後の事業運営の方が重要な課題である。

整備の影響による財政援助も同時に考えていただかなければ、政府の目標とする今回の整備事業について自治体の協力は得られにくいと考えるが、見解を問う。

(答)

今回、約12万人分の在宅・施設サービスを、前倒し・上乘せ整備することとしていますが、これに対して、平成29年度のサービス見込み量全体は約537万人となっており、介護保険料財政に与える影響は、全体としてはこうした規模のものであると考えております。各自治体の状況やニーズに応じて、取り組んでいただければと考えております。なお、平成27年度から、低所得者に対する保険料の負担軽減措置を拡大したところであり、今回の緊急対策においては、保険料等に対する財政支援は予定していないところです。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線2262）

問5 “今回の上乘せ整備によって第6期計画上の必要入所（利用）定員総数を上回る認可や指定を行っていただくことがあり得るが、老人福祉法上の認可及び介護保険法上の指定（老健施設に当たっては許可）に係る需給調整については、条文上「しないことができる」という規定であることから、こうした取扱いも都道府県又は市町村の判断により可能であることをご承知おきいただきたい。”と資料に記載があるが、条文上は、例えば、老人福祉法第15条第6項では「認可しないことができる」と規定されていることから、認可しないことを可能とする意と解される。

今回の会議資料の記載は「認可をすることを可能とする」という意にもとれるが、如何か。認可することを可能とする意である場合、法令上の根拠または論拠（反対解釈等か）は如何か。

(答)

会議資料の趣旨は、介護保険法又は老人福祉法に基づく認可や指定等に係り総量規制があるものについては、条文上、「認可（指定）をしないことができる」とされているものであり、「認可（指定）をしてはならない」とされてはいないため、各自治体の判断により、今回の上乘せ整備により第6期計画上の必要入所（利用）定員総数を上回る認可や指定等を行うこともあり得る旨を記載したものです。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

問6 特養等の整備に対して、前倒しで整備した場合には、保険料に影響がでると考えられるが、保険料については、第6期中の保険料の変更を行わず、第7期計画時に見込むということによいか。介護給付費準備基金が少ない保険者はどう対応するのか。将来的には保険料にはねかえることになるがどうするのか。

特養等の整備に対して、前倒しで整備した場合には、保険料に影響がでると考えられるが、保険料については、第6期中の保険料の変更を行わず、第7期計画時に見込むということによいか。

(答)

第6期期間中に前倒ししてサービスが提供される場合であっても、平成29年度のサービス見込み量(537万人)と比して今回の前倒しの整備が財政に与える影響は限定されと考えられることから、直ちに1号保険料の引上げが必要となるものではないと考えております。また、第7期については、今後、市町村においてサービス見込み量を推計し、事業計画を立てていただくこととなりますが、今般、上乗せ整備され、サービス提供される分も含めて1号保険料を設定していただくこととなります。

※ 仮に第6期期間中に財源不足が見込まれる場合でも、介護給付費準備基金の利用や、財政安定化基金からの借入により対応していただくことを想定しています。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

【介護離職ゼロ施策と介護保険事業計画の関係等について】 P.13

問7 今回の緊急対策において、「必ずしも第6期介護保険事業計画の変更を求めるものではない」という記述があるが、介護保険法第117条第9項～11項の手続きは不要ということか。

(答)

第6期介護保険事業計画の変更を一律に求めるものではありませんので、変更しない場合は介護保険法第117条第9項～第11項の手続きは不要です。なお、各自治体の判断により介護保険事業計画を変更することを妨げる趣旨ではございませんので、変更すると判断された場合には、所定の手続きにより変更されるものと考えております。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

問8 P12の下にある①で「～及び自治体による調査」とあるが、全国統一的な調査を行う予定なのか、その概要を教えてください。（調査主体、時期、規模等）

（答）

2020年代初頭までに、介護を理由としてやむを得ず離職する方をなくすことを目指すためには、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握し第7期以降の介護保険事業計画に反映していただく必要があります。このため、今般の補正予算で、厚生労働省において、どのような調査手法を取れば、介護離職との関係も含めた地域の介護ニーズを把握することが可能となるかについて、調査研究事業を行うことを予定しております。（当該調査研究では、実際にいくつかの自治体で試行的に調査を行っていただくことも予定しております。）

この調査研究事業の結果（調査手法等）については、平成28年秋頃に各自治体に提供させていただく予定であり、各自治体におかれましては、第7期計画の策定に向けて今後実施される、様々なニーズ把握のための調査の一環として活用していただきたいと思いますと考えております。どの程度統一的な調査になるかといった点につきましても、その際に併せてお伝えする予定です。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線2175)

問9 当市では、平成28年度より、介護離職ゼロに向けて、介護や見守りが必要な高齢者を抱える家族の負担軽減に向け、24時間365日対応の専用ダイヤルを設け、緊急訪問・宿泊サービスを提供する事業を実施予定である。介護認定や基本チェックリストによる調査、事前登録は必要なく、残業や出張といった仕事上の都合や、子どもが急に病気になったなどの子育て中の家族負担の軽減のため、緊急にサービスが必要になったときに利用できるもの。更に、レスパイトケアにも対応したいと考えている。利用者のフォローとして、地域包括支援センターに繋ぎ継続支援を行うこととしている。事業を実施する中で、ニーズを把握し、適切なサービスを検討するものであるため、ニーズ把握のためのモデル事業として実施できるか否かを確認したい。

(答) 今般の補正予算での調査研究事業は、シンクタンク等に調査研究を委託し、その中で試行的に数カ所程度の市町村において介護する家族等への調査も行うことを予定しているものであり、自治体に対してモデル事業等の委託事業を行うものではございません。ただ、介護離職対策について積極的に取り組まれているとのことですので、内容についてご教示いただく等、ご相談させていただければと思います。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線2175)

【介護離職ゼロ施策と介護保険事業計画の関係等について】 P.13

問10 地域の介護ニーズを把握するための調査手法についての調査研究事業について、結果を平成28年秋ごろに示すとのことだが、区市町村が行う第7期計画策定のための実態調査は、この調査結果が出てから実施すべきということか。

(答)

調査研究事業の結果（調査手法等）については、平成28年秋頃に示す予定ですが、それ以前にも、随時情報提供できないか検討したいと考えており、各自治体におかれましては、これを踏まえつつ、適切な時期に実施していただきたいと考えております。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線2175)

【介護離職ゼロ施策と介護保険事業計画の関係等について】 P.13

問11 当該調査による検討の結果、調査手法が提示されたのちに、7期計画に反映するために、平成28年度に各自治体で実態把握調査を実施することになると思うが、実態把握調査実施にあたって、国において予算措置が行われるのかご教示いただきたい（次年度の市予算には盛り込まれていないため、国費での措置をお願いしたい。）

(答)

今回の各自治体の実態把握調査に当たっては、国において予算措置が行われる予定はありません。なお、介護保険に係る調査費用については、毎年度、普通交付税措置が講じられているところです。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線2175)

問 12 ペーパーレス化促進モデル事業の成果物は、「手引書」の作成という説明があったが、アプリやソフトの活用ではないという理解でよいか。

(答)

「居宅サービス事業所における業務効率（ペーパーレス）化促進モデル事業」は、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所等における I C T 等の活用による効果的・効率的なサービス提供や事業所間連携を促進し、生産性の向上を加速化することの一環として、I C T 技術の活用によるペーパーレス化の普及拡大を図るものです。

本事業において策定を予定している手引きは、介護サービス事業所等の日常業務における一連の業務プロセスや自治体の指導監査等における提出書類の実態等を踏まえ、整理統合が可能な書類・手続や効率化が可能な業務について、効率化を図った場合の効果とともにお示しすることにより、市町村や事業所におけるペーパーレス化に向けた取組を促進することを目的とするものであり、必ずしもアプリケーションやソフトウェアの利用を求めるものではありません。

担当：老健局振興課基準第一係 (内線 3 9 8 3)

問 13 地域包括支援センター等における相談強化について、介護休業制度の変更周知や土日祝日の開庁の検討といった説明があったが、地域包括支援センターに新たな役割を求めることがあるのか。

新たな役割が課せられるのであれば、予算や人員の手当ての有無や契約変更等の必要の有無を検討する必要があるため早めに情報提供を願いたい。

(答)

- 1 地域包括支援センターは、高齢者本人や家族等から、介護サービス利用に係る相談も含めた様々な相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる各種相談窓口であり、介護をしながら働く家族への相談に対して、必要に応じて介護休業制度等の情報提供も行っているものと考えております。
- 2 地域包括支援センターにおける土日祝日の開所については、一律に求めるものではございませんが、介護をしながら働く家族からは、土日祝日において介護に関する相談がしやすい体制を求める声もあることから、地域の実情に応じて市町村で土日祝日の開所をご検討ください。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982）

問 14 介護サービス情報の公表手数料、調査手数料の徴収に関する条例改正の準備のため、介護保険法施行規則第 140 条の 43 の介護サービス情報公表制度の対象サービスの規定に地域密着型通所介護を追加する改正省令の公布時期を示されたい。

(答) 3 月中に公布する予定です。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982）

問 15 介護予防通所介護と一体的に運営されている通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行した場合、事業所の所在地の市町村以外の介護予防通所介護の利用者が、平成 28 年 4 月以降に要支援から要介護に変わった場合も、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となるか。

(答)

みなし指定の対象は「通所介護」であることから、事業所の所在地の市町村以外の「介護予防通所介護」の利用者についてはみなし指定の対象にはならず、当該市町村が別途指定を行わなければ当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受けることはできません。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）

問 16 事業所が所在する市町村以外の市町村によるみなし指定については、平成 28 年 3 月 31 日において当該通所介護事業所を利用している他市町村の被保険者に限り、その効力を有するが、当該他市町村のみなし指定の更新についても、引き続きみなし指定に係る被保険者のみに効力を有することとなるのか。

(答) 貴見のとおりです。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）

問 17 平成 28 年 3 月 31 日に、A 市に所在する通所介護事業所を B 市の被保険者が利用していたことにより、B 市の指定を受けた（当該被保険者に限り効力が及ぶ）とみなされている事業所が、施行後に B 市の別の新たな被保険者が利用するため、平成 28 年 4 月 1 日以降に B 市に対して指定申請をした上で指定を受けた場合、当該事業所の B 市からの指定の有効期間は如何。

(答) 指定の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降の指定申請に基づき指定を受けた日から 6 年です。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 18 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の運営推進会議については、「複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することも可能である。」とされているが、これ以外にまとめて開催することは可能か。

(例) 同一地域の事業所との合同開催など

(答)

- 1 地域密着型通所介護等の運営推進会議については、他の地域密着型サービスと同様、複数の事業所が合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として、認められないこととし、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合に限り、まとめて運営推進会議を開催することも可能としています。
- 2 このため、プライバシー確保の観点からは、同一地域の事業所との合同開催など認められません。
- 3 なお、事務負担の軽減を図る趣旨であれば、運営推進会議について、同一地域の事業所との合同開催などによる対応はできないが、市町村の条例（※）で概ね 6 月に 1 回以上としている開催回数を更に緩和することは可能であるので、市町村においては必要に応じてご検討ください。

※ 運営推進会議の開催回数等は、地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定める「参酌すべき基準」である。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 19 指定の有効期限が平成 28 年 3 月 31 日の通所介護事業所については、通所介護事業所として平成 28 年 4 月 1 日付で更新指定を行い、その後、平成 28 年 4 月 1 日付で地域密着型通所介護のみなし指定を受けるという手続きでよいか。

(答) 貴見のとおりです。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 20 看護職員が本体事業所に従事し、サテライト型事業所と密接かつ適切な連携を図り必要に応じてサテライト型事業所に従事する体制をとっていれば、サービス提供日ごとにサテライト型事業所で従事していなくてもよいか。

(答)

本体事業所とサテライト型事業所が密接かつ適切な連携（事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制）を図った上で、本体事業所に配置される看護職員が、サテライト型事業所にも従事している場合も、サテライト型事業所を含めた利用者の健康状態の確認を行う必要があるため、サービス提供日ごとにサテライト型事業所にも従事する必要があります。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 21 生活相談員については、単位ごとではなく事業所への配置となっているが、指定権者の判断により、兼務可能なサテライト型事業所の数の上限を設けることは可能か。また、サテライト型事業所は必ずしも本体と同様の設備が設置されている必要はないとあるが、指定権者の判断により、サテライトに食堂、機能訓練室、静養室、事務室を必須とするなど、一定の要件を課すことは可能か。

(答)

サテライト型事業所は、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、サービスの質の向上等の観点から設置するものであり、既存サービスの状況やサービスの質の担保を踏まえて指定権者の判断により、お尋ねのような条件を付すことも差し支えありません。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

【通所介護のサテライト型事業所の介護報酬】 P. 81

問 22 サテライト型事業所において通所介護を行う時間帯を通じて認知症介護実践者研修等修了者・看護職員が配置されていない場合も、本体事業所において通所介護を行う時間帯を通じて認知症介護実践者研修等修了者・看護職員が配置され、事業所全体で他の算定要件を満たしていれば、本体事業所においては中重度者ケア体制加算・認知症加算を算定できると考えてよいか。

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

(事項：2020 年代初頭に向けた総合的な介護人材確保対策)

問 23 「離職防止定着促進」の「補正予算で講じる追加的対策(444 億円)」の中に“☆資格取得のための研修受講の際の代替要員確保”と記載があるが、これは、現任職員を介護職員初任者研修や介護福祉士養成課程を受講させるために代替職員を確保する事業も対象とすることと解してよろしいか。

(答)

本事業については、介護福祉士を実務経験ルートで取得しようとする際の国家試験受験要件について、平成 28 年度国家試験より実務者研修の修了が義務付けられることによる研修受講ニーズの増加を念頭におき、都道府県における重点的な実施をお願いしたいという趣旨で実務者研修に限定して整理をしております。

なお、ご質問の事業については、平成 27 年度当初より地域医療介護総合確保基金を活用することが可能となっています。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：再就職準備金の貸付について)

問 24 当該事業に関する要綱等は、いつ頃示されるのか。

(答)

平成 28 年 1 月 20 日に補正予算が成立したことを受け、総務省と特別交付税措置の関係についての調整を進めた上で、近日中に発出をする予定としております。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：再就職準備金の事業スキームについて)

問 25 再就職準備金について、例えば福祉人材センターの届出システムに届け出た者など、県の判断で対象者を限定してもよいのか(全てを対象とすると莫大な数となり、予算が足りないと想定される)

(答)

現在、御質問の内容を要件として定義すべきかの検討も含め交付要綱、実施要綱等の改正作業を進めております。いずれにせよ、実施に当たっては都道府県の予算の範囲内で行うこととなりますので、ご質問のような事業形態を都道府県の御判断で行うことは可能と考えております。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：介護未経験の中高年齢者をはじめとした地域住民の参入促進)

問 26 ①職場体験の受入費用(実習費)、②参加者募集等にかかる広報費、③実施主体(補助又は委託先)の事務費・人件費について、基金の対象としてよいか。

(答) 差し支えありません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：介護未経験の中高年齢者をはじめとした地域住民の参入促進)

問 27 事業目的を、介護施設で介護職員のサポートをするボランティア(傾聴、付き添い、行事手伝い等を行う介護サポーター)養成とした場合にも、地域住民の参入を促進するものとして基金の対象としてよいか。

(答)

本事業の目的は介護分野への就労の促進であり、御質問の事業については、本事業の対象とはならないと考えます。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

【(別冊) 介護人材の確保について】

(事項：介護未経験の中高齢者をはじめとした地域住民の参入促進)

問 28 当該研修・マッチング対象者が障害者であっても、基金の対象としてよいか。

(答)

主たる対象として中高年齢者を挙げているのみですので、差し支えありません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

【(別冊) 介護人材の確保について】

(事項：実務者研修の受講料補助、初任者研修の代替職員確保について)

問 29 本資料で、初任者研修の受講料補助や、実務者研修の代替職員確保が示されているが、県の実情に応じ、実務者研修の受講料補助や初任者研修の代替職員確保を行ってもよいのか（基金メニューは例示であり、県の裁量があると認識しているが、念のため確認するもの）

(答)

差し支えありません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

【(別冊) 介護人材の確保について】

(事項：介護福祉士修学資金等貸付事業の執行について)

問 30 離職した介護人材の再就職支援と介護福祉士養成施設の学生の配分については、国から一定の方針を示すとあるが、現時点でスケジュール的にわかるものがあればお伺いしたい。

(答)

昨年末に既にお示しをしております。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：届出システムのスペックについて)

問 31 福祉人材センターにおいて、H29 から運用する届出システムに再就職準備金管理システム等が組み込まれることはないか。

(答)

補正予算の内容に、ご指摘のような改修は盛り込まれておりません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：基金事業における人件費の考え方について)

問 32 基金を活用して「都道府県福祉人材センターの届出事務の処理の円滑化のための体制強化」とあるが、認められる人件費の範囲を教えてください。また、基金事業全般においても応用に認められる人件費の範囲を教えてください。

(答)

過去に補助金の対象となっていた(一般財源化された)、一般的な福祉人材センターの業務に係る人件費は対象となりませんが、今般の届出事業の実施に当たり、新たに必要となる増員についての人件費は基金の対象となります。(この点は看護も同様の考え方となっております。)

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：市町村レベルでの3センターの連携による中高年齢者の就労促進スキームについて)

問 33 「地域の介護事業者との連携を含めた中高年齢者の掘り起こし」イメージ図に、「地域連絡会の設置」とあるが、市町村が設置するものなのか。

具体的にどのようなことを行うかについて、ガイドライン等で示されるか。

(答)

都道府県レベルの3センターの連携はもとより、市町村レベルでの連携も中高年齢者の就労促進に有効と考えておりますが、事業の具体的な内容については地域の実情に応じて多様な形態がありうると考えており、都道府県の御判断で対応をしていただきたいと考えています。

追って、何らかお示しするものがあればお示ししたいと考えております。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

【(別冊) 介護人材の確保について】

(事項：ボランティアを行う中高年齢者に対する入門的研修・職場体験の実施)

問 34 市区町村における地域連絡会は、どのように設置すればよいのか。(社会福祉協議会ではなく市区町村に設置すべきか。また、想定するボランティアの受け入れ先は、介護保険施設だけか。介護施設以外の高齢者福祉施設も含まれるのか。)

(答)

(前段について) 問33と同様。

(後段について) 本事業はボランティアの活動を支援するものではありません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

【(別冊) 介護人材の確保について】

(事項：ボランティアを行う中高年齢者に対する入門的研修について)

問 35 ボランティア向けの入門研修のカリキュラム例があるが、当該研修を総合事業の緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)の研修と位置づけ、共通化して行っても良いか。

(答)

本事業の趣旨に合致しているものであれば、既存の研修で代替することは、差し支えありません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：ボランティア向け入門的研修の共通化について)

問 36 ボランティアを行う中高年齢者に対する入門的研修については、その実施目的が総合事業の第1号訪問事業・基準緩和サービスAにおける「一定の研修」と同様のものであると考えられる。

そのため、入門的研修の一部又は全部を「一定の研修」として市町村が指定する等により、受講者(すそ野人材)の拡大及び基準緩和サービス事業者の増加が見込まれ、効率的な事業の実施が可能となる場合は、入門的研修と「一定の研修」を兼ねて実施してよろしいか。

(答)

本事業の趣旨に合致しているものであれば、既存の研修で代替することは、差し支えありません。

(問 35 と同様の回答)

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：ボランティアを行う中高年齢者に対する入門的研修)

問 37 入門的な研修について、介護職員初任者研修等のように、法律に基づいたカリキュラムが今後明示される予定はあるのか。

(答) 法律に位置付ける研修とすることは想定しておりません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

【(別冊) 介護人材の確保について】

(事項：介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営の一体的な支援)

問 38 事業所内保育施設にかかる運営に要する経費の補助金の補助対象経費はどのようなものか。また、保育施設開設後何年経過していても補助対象となるのか。

(答)

前段、後段ともに都道府県の判断となりますが、補助対象経費としては、運営に要する人件費、需用費等が想定されます。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：子育て支援のための代替職員のマッチング)

問 39 介護施設等に派遣する代替職員の人件費は、基金の対象になるのか。(研修参加のための代替職員確保事業と同様か)

(答)

都道府県の判断で、対象としていただいて、差し支えありません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：登録研修機関の初度経費についての支援)

問 40 登録研修機関の登録基準を満たすためにシミュレータの購入等が基金事業の対象経費となるということですが、県が研修事業のためにシミュレータを購入する費用について対象とすることはできないでしょうか。現在、当県では県でシミュレータを購入し、登録研修機関等に貸出を行うことにより、事業所の負担が少ない形で研修の円滑化を図るようにしております。事業者に補助することになると、相当分の一部負担を求めることになるため、医療的ケア研修の受け皿拡大には繋がりにくく、県で備品を整備する方が、事業所の負担が軽減され、事業が推進できると考えます。

(答)

県の備品購入費用については対象となりません。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線 2849)

(事項：介護人材の確保について)

問 41 過疎化がすすむ地域では、加算もとれず事業所が人材不足により閉所に追い込まれている。パート労働者や若者に配慮することについてはどう対策をとるのか。介護離職者は介護職の待遇改善がなされていないことが原因となっているのではないか、対策はどうするのか。

(答)

2020年代初頭に向け、補正予算444億円、当初予算163億円を計上し、介護人材の総合的な確保対策を進めることとしております。

介護職員の処遇改善については、平成27年度介護報酬改定において1人当たり月額1万2千円相当の処遇改善加算の拡充を図っています。

担当：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（内線2849）

担当：老健局老人保健課企画法令係（内線3949）